

水循環施策の推進に関する有識者会議(第5回)

議事概要

日時：令和元年12月24日(火) 10:00~12:00

場所：中央合同庁舎4号館1階108会議室

【議事次第】

1. 開会
2. 内閣官房水循環政策本部事務局長挨拶
3. 座長挨拶
4. 議事
 - (1) 次期水循環基本計画(たたき台)について
 - (2) 今後の予定
5. 閉会

【内閣官房水循環政策本部事務局長挨拶】

(溝口事務局長)

- ・本日はご多用のなか有識者会議にご出席いただき、感謝申し上げます。今年は気候変動の影響が指摘される中、台風15号や台風19号など全国各地で多くの自然災害が発生した。水害が激甚化、頻発化する一方で、5月には豊川水系宇連ダムの貯水率が一時的にゼロになるなど、渇水も依然として私たちの暮らしを脅かしている。水のもたらす災いに向き合いながら、健全な水循環を維持・回復することの重要性を改めて痛感している。
- ・水循環基本計画の見直しについては、前回の有識者会議でご意見をいただいた現行の水循環基本計画への評価や次期水循環基本計画において重点的に取り組む内容を、7月に開催した水循環政策本部幹事会において確認し、事務局で次期水循環基本計画のたたき台を作成したところ。
- ・本日は、次期水循環基本計画のたたき台に対し、皆様より忌憚のないご意見をいただきますよう、お願い申し上げます。

【座長挨拶】

(沖座長)

- ・令和を英語に直訳した「ゼロサム」は、誰かが得をすると誰かが損をするといった意味になる。しかし、水循環については、現状を踏まえてより良い水循環が各地に生まれ、世界へと広がるよう、皆様から次期水循環基本計画たたき台へのインプットをいただきたい。本日の結果をもとに原案が

作成されるので、皆様のご経験に基づき、入っているべきなのに含まれていない内容などについてご意見・ご助言をいただくようお願いする。

【意見交換の概要】

(1) 次期水循環基本計画（たたき台）について

(2) 今後の予定

注) 以下、括弧内のページ番号は、資料2「次期水循環基本計画（たたき台）」の該当ページを示す。

(山口委員)

- ・ 総論があり、第1部で基本方針、第2部で講ずべき施策が分かりやすくまとめられている。中でも施策を講じるためのポイントとして流域水循環協議会の持続性が重要と感じており、補助金等の財源について記述されていることはよい。
- ・ 流域水循環協議会の意見を施策に反映する仕組みが重要と認識している。そのためには流域水循環協議会の権限強化が望ましいが、そのためには、例えば協議会の委員選定の透明性確保等、協議会自身も自らを律する必要がある、段階的に進めていくべきと考えている。
- ・ 今年は災害が多い年であったが、国交省では災害時におけるダムの利水容量を事前放流することについて制度化を検討していると聞いている。ダム建設費等、水源開発費を支払った利水者が下流の治水に協力することとなる。利水の分野では、重篤な渇水時に、自分の権利を主張するのではなく、限られた水資源を融通し合う互譲の精神という概念があるが、治水や水循環健全化にも互譲の精神の大切さは通用するのではないかと思った。

(事務局)

- ・ 互譲の精神に関連し、渇水についてはたたき台に記述しているが、今般の災害を踏まえて改めて検討していきたい。

(保井委員)

- ・ 第2部2(4)「都市」(34ページ)において、地下水涵養機能の向上や雨水貯留浸透施設など、より具体的に「こういうことをして欲しい」といった表現があれば分かりやすい。民間による開発でも水循環に配慮した機能を持たせるなどの仕組みができればよいし、ハードのみならず、防災と関連させて住民に水の意識を醸成していくことなども、都市での取組に含まれると思う。
- ・ 第2部8(3)「水ビジネスの海外展開」(65ページ)に水ガバナンスという表現がある。流域水循環協議会も水ガバナンスの仕組みであると考えられるが、国内の施策で水ガバナンスが触れられていないようである。国内でも官民連携や民営化などガバナンスに関する取組が進められているなか、国内の水ガバナンスについても触れる必要があるのではないか。
- ・ 第2部3(2)「災害への対応」(38ページ)に関し、都市部においては日常の暮らしにおける水意識と連動させて推進していくことが有効と考える。

(事務局)

- ・都市における取組の充実について、第2部2「貯留・涵養機能の維持及び向上」(33ページ)の冒頭にグリーンインフラの整備などを流域全体で進めていくことを盛り込んでいるが、さらに追記できないか検討していきたい。なお、水に関する意識の向上については、第2部4(2)「水循環に関する普及啓発活動の推進」など、記載すべき箇所も併せて検討していきたい。

(沖座長)

- ・保井委員のご意見に関し、流域水循環協議会とともに地下水協議会も存在しているため、地下水協議会のあり方についても委員の皆様からご意見をいただきたい。
- ・「都市」という言葉は第2部2「貯留・涵養機能の維持及び向上」にのみ記載されている。しかし、都市と農村とでは、水循環のあり方や、人と水との付き合い方が異なることをどこかで記述する必要があるのかもしれない。水のマネジメントが国土都市計画と一体で進めていくということも意識した方がよく、どのような記述ができるかを検討いただきたい。

(古米委員)

- ・総論4イ「今後の主な課題」(8~9ページ)は、総論5「本計画において重点的に取り組む主な内容」(10~11ページ)につながる形で整理されているが、「今後の主な課題」で小見出しのようにキーワードなどで分類して示すことにより、つながりがより分かりやすくなるのではないか。
- ・第1部3(災害への対応)(24ページ)において内水氾濫と外水氾濫が一体的に生じている現状を踏まえた記述があれば、第2部2(2)「河川等」、(4)「都市」(34ページ)において水循環を一体的に捉えることの布石となり、第2部3(2)「災害への対応」(38ページ)において内水氾濫と外水氾濫に一体的に対応することにつながると考えられる。グリーンインフラも第2部2(4)「都市」(34ページ)で記述するのが望ましいのではないか。
- ・第2部3(6)(環境基準・排水規制等)(45ページ)において、地下水についても追記してはどうか。
- ・第2部3(2)「災害への対応」(38ページ)及び第2部3(7)「水循環と生態系」(47ページ)に関し、現在の動向を捉えるため、生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)についても記述してはどうか。
- ・第2部3(10)「水循環と地球温暖化」(50ページ)について、適応策が1項目しかないが、例えば渇水への適応策、水害や生態系への適応策などブレークダウンすれば充実させられるのではないか。

(事務局)

- ・いただいたご意見について、対応を検討していきたい。

(武山委員)

- ・沖座長が指摘された土地利用と水の関係性は重要なポイントと認識している。土地利用が水循環に大きく関わっていることをもう一步踏み込んで強調することで、次世代に向けた計画になるだろう。
- ・第1部3(水インフラの戦略的な維持管理・更新等)(20ページ)について、農業水利施設としての「ため池」が防災・利水の両面から昨今注目されていることを踏まえ、水路だけではなくため池についても触れておくのとよいのではないか。
- ・第2部3(5)(汚濁負荷軽減等)(45ページ)に関し、マイクロプラスチックが社会的に注目されて

いるなか、陸での活動と水問題の密接な関わりや水循環を考えるきっかけとして、マイクロプラスチックにも触れてはどうか。

(事務局)

- ・ため池は健全な水循環に寄与するものであると考えられるため、記載場所を含めて検討していきたい。

(指出委員)

- ・今年のように水災害が頻発し、水に対する「負の関心」が高まっているなか、水災害を自分事として捉える機会としてこの機運を逃さないことが大切だろう。一方、「負の関心」だけではバランスが保てないので、水辺の価値など「正の関心」を高める取組として、水を怖がらず水を楽しむといった普及・啓発活動や教育の視点が重要だろう。
- ・第2部4(2)「水の日」関連行事の推進(53ページ)の取組は、まだ他人事である印象を受ける。情報発信だけでなく、各地で何かを実施するなど強いメッセージをこめるべきではないか。

(事務局)

- ・「負の関心」が高まっている時機を捉えて、次期水循環基本計画の検討を進めていきたい。また、水の日に関しては、幅広い方々に自分事と捉えていただけるよう記述内容を検討していきたい。

(笹川委員)

- ・網羅的に記述されているなか、重点項目が前に明記されているため非常に分かりやすい。
- ・第1部2(水循環に関わる人材の育成)(18ページ)及び(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)(19ページ)に関して、民間団体等が水循環に関わる活動を行うことが団体等の価値向上につながることに言及することで、地域を超えたネットワークの構築につながっていけばよいと感じる。
- ・第2部2「貯留・涵養機能の維持及び向上」(33ページ)において、グリーンインフラに言及されていることで横断的な取組が行いやすくなると感じるが、第2部2(4)「都市」ではもう少し具体例が示されると分かりやすいのではないかと感じる。都市は、民間の中でも個人が貢献できる分野であるので、よりかみ砕いた表現になればよいと感じる。

(事務局)

- ・いただいたご意見について、対応を検討していきたい。

(吉富委員)

- ・重要なポイントが加筆され、項目も整理されわかりやすくなったと感じる。
- ・第1部、第2部、それぞれの多くの項目の中に「公表する、普及・啓発を推進する、情報を発信する、理解促進を図る」などの表現が入っている。各取組で得られた成果や発信される情報が分散しないよう、例えば、第2部4「健全な水循環に関する教育の推進等」(52ページ)などにおいて、全体の情報を集約し、それらを整理して普及啓発や教育に活かすといった趣旨が記述されるよい。

- ・また、そうしたことを可能にするために、例えば「情報を集積し、効果的な発信を考える組織、あるいはミュージアムのような拠点を設け、情報発信の質の向上を図っていく」など、具体的に記述するのがよいのではないか。

(事務局)

- ・教育や普及啓発については、第2部4「健全な水循環に関する教育の推進等」(52ページ)で記述している。更に充実させるべき点など、具体的な取組なども含めてご助言をいただきたい。
- ・流域マネジメントの取組として、流域水循環計画に該当する35計画のほかにも全国各地で様々行われていると考えている。こうした情報も集約し発信していけるよう努めていきたい。
- ・第2部4(2)(継続的な情報発信等)(53ページ)において、メディアやインターネット等を通じた情報発信を行うことを記しているが、ご意見を踏まえ検討していきたい。

(古米委員)

- ・情報を集約、発信、共有する仕組みの構築は重要である。先ほどは第2部4「健全な水循環に関する教育の推進等」(52ページ)での取組として議論されたが、第2部6「水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施」(57ページ)において科学的な情報を教育に生かしていくとか、第2部7「科学技術の振興」(59ページ)で得られる成果を教育分野にフィードバックするなどの関連付けが必要ではないか。

(事務局)

- ・情報の収集、公表などについては、関連する各章の連携が図られるよう工夫させていただく。

(古米委員)

- ・第2部4(2)(海外向けの情報発信)(54ページ)については、英語のみならず多言語での発信を期待する。全体の英語版は必須だが、他の言語についてはエッセンスのみ翻訳し、詳細は英語に誘導する方法も考えられる。

(事務局)

- ・ご意見を踏まえ、国際会議などを通じて次期水循環基本計画を海外に発信することなどを検討していきたい。

(沖座長)

- ・先ほど笹川委員が指摘された水循環の活動主体は、非常に重要な視点と認識している。政府の施策はたたき台に記載されているが、自治体や地域コミュニティなど、多様な主体の参画への期待についてご意見をいただきたい。

(笹川委員)

- ・たたき台からはNPOをはじめ民間団体等の更なる活躍への期待が感じられる。さらに、民間団体等の価値向上や活動のインセンティブにつながる工夫が求められており、その一つの方法として民間

団体等が意見交換できるプラットフォームが構築されれば、企業を含む民間団体等にとって有益ではないか。

(指出委員)

- ・SDGs の影響もあり若者の間で水問題への関心が高まっている状況である。日本の水循環の取組を広く社会に伝える際には、活動の担い手に焦点をあてる方が、政府の取組を紹介するよりも効果的だろう。

(沖座長)

- ・たたき台に「適切な」という言葉が多用されている。何が適切かを誰が決めるのかが大切であり、現状の水循環で「適切ではない」と思われるような点で、こうあるべき、更に改善されるべきことがあるかなどについて、ご意見を伺いたい。

(山口委員)

- ・たたき台で用いられている「推進する」という言葉について、例えば第 2 部 5「民間団体等の自発的な活動を促進するための措置」(55 ページ)において様々な活動を推進するとされているが、具体的にどのように推進するかが重要と考える。民間団体の存在は流域マネジメントの推進に欠かせないが、彼らが必要とするものは、情報提供、財政支援、規制緩和ではないかと思う。情報提供については、水循環政策本部事務局のホームページ等に取り組事例などの情報が公表されているが、団体等への有益な助成制度等も掲載する必要があるのではないかと。また、自発的に活動する民間団体等に対する資金面の支援も重要であり、これらの知見や工夫が情報として整理されれば有益であろう。
- ・規制緩和については、例えば民間団体等が水循環に関わる活動のために農地や水路を活用する際、法規制上の制約がある場合に自治体等が仲介するなどの民間団体等の自発的な活動を支援する仕組みがあれば有益と考える。

(事務局)

- ・資金の確保や法律の適用などの先進事例は全国各地で流域マネジメントに関わる主体にとって重要な情報である。第 2 部 1 (6)「流域水循環計画策定・推進のための措置」(31 ページ)においてノウハウの優良事例等を掲載する事例集の作成・更新を行うこととしており、この事例集を通じていただいたご意見に対応していきたい。

(指出委員)

- ・「適切な」という表現について、水循環基本計画が適切に取り組みれることが前提であることを踏まえれば、この表現を用いなくてもよいのではないかと感じる。

(古米委員)

- ・「適切な」という表現は、例えば第 2 部 1 (3)「流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定」等に深く関わっている。流域水循環計画を策定する際には、目標に照らして施策が適切かどうかを評価するものだが、現在の解析力と診断力では、水循環がどの程度健全で、どこが問題で、地下水がどうなっているか等を正確に把握することは困難である。そこで、現時点で何が把握され、どこ

を良くしていこうという目標を明確にし、数値化できない場合は優良事例と比較して良い方向に向けて努力すればよいと考える。

(保井委員)

- ・先ほど指摘した国内の水ガバナンスについて、流域水循環協議会が実施主体として大変重要であることを明記したうえで、求められる役割や機能、期待などを前向きに記述してはどうか。

(武山委員)

- ・水循環に関する具体的な課題をもつ地域でつくられる流域水循環計画は、目的、主体、成果が分かりやすい。一方、漠然と水循環の健全化を目的とした流域水循環計画は、関係者が何を合意すればよいか分かりにくく、結果として計画の内容も分かりにくいものが多い。
- ・治水と利水を同じプラットフォームで議論し一体として取り組むことは、流域マネジメントの魅力の一つである。しかし、たたき台では治水と利水が別々に記載されている印象を受けるので、一体で取り組むことを記述しても良いのではないか。

(沖座長)

- ・最後に本日のまとめをさせていただく。
- ・本年の風水害を踏まえると、治水も含め水循環と自然と人の関係を健全化していくマネジメントが必要であり、次期水循環基本計画において治水面の記述が大幅に増えることは望ましい方向である。
- ・流域水循環協議会は、水循環基本法には記載されていないが、水循環基本法の趣旨を実現させるために設置することが水循環基本計画の目玉となっている。そのため、「流域水循環計画と流域水循環協議会」といった見出しがあれば分かりやすいと思われる。全体構成との関係で検討いただきたい。
- ・健全な水循環は、各地域の関係者がそれぞれの実情に応じて担うものである。しかし、他の地域から学べることもあるし、自分の地域の素晴らしい経験を国内外に発信することも大切であり、水循環基本計画のもとでこうした取組が推進されることが望ましい。
- ・推進、促進、検討、実施等の言葉にはそれぞれの定義があるかもしれないが、これらの言葉が多用されると読みづらいため、工夫が必要だろう。
- ・互譲の精神に関連し、行政機関、住民、民間団体等が流域マネジメントの推進を担う役割を期待されているため、多様な担い手が連携した事例等を集め共有することが国に求められている。
- ・水に対する「負の関心」が増すなか、水循環基本法の理念にある好ましい水辺空間、健全な水循環の維持又は回復という意識も増えるよう普及啓発が重要である。
- ・グリーンインフラ、自然を利用した防災・減災など、最近の社会の関心事やキーワードを盛り込むことも大切だろう。

【閉会】

(森田審議官)

- ・本日は長時間に渡り示唆に富むご助言をいただき、感謝申し上げます。本日はいただいたご助言を次期水循環基本計画の検討に反映する。
- ・3月に開催する次回の有識者会議において改めてご助言をいただくようお願いする。

以上